特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
13	児童手当関係事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大山町は、児童手当関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

大山町長

公表日

令和8年1月26日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当関係事務
②事務の概要	児童手当法に基づき、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、時代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①受給者世帯の住民情報の照会、資格確認 ②所得情報の照会、支給額の判定 ③年金、保険情報の照会 ④現況届の処理 ⑤認定請求・その他の届出の処理
③システムの名称	児童手当システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア、サービス検索・電子申請機能 物価高対応子育て応援システム

2. 特定個人情報ファイル名
児童手当受給者ファイル、統合宛名ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第81項、135項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条、第74条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【特定個人情報の提供】 番号法第19条第8号、 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第42項、第125項、第141項、第161項 【特定個人情報の照会】 番号法第19条第8号、 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表第106項、第107項、160項及び第162条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長の役職名	住民課長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大山町役場住民課　鳥取県西伯郡大山町御来屋328番地　電話0859(54)5210
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大山町役場住民課　鳥取県西伯郡大山町御来屋328番地　電話0859(54)5210
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		**[]接続しない（入手） []接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・マイナンバー確認の際は提供を受けたマイナンバーのみで真正性確認を行う。 ・マイナンバー関連の書類の処理の際は二重チェックを行う。 ②特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、アクセス権限の適切な管理を行っている。さらに、端末ログイン時にパスワード及びログオンカードの二要素認証を行っており、システムログイン時にはパスワードによる認証を行っていること等から不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署②所属長	住民生活課 住民生活課長　森田典子	住民課 住民課長	事後	重要な変更にあたらない （様式変更に伴う変更）
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年4月30日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	重要な変更にあたらない。 （時点修正のため）
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年4月30日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	重要な変更にあたらない。 （時点修正のため）
令和1年6月21日	Ⅳリスク対策		基礎項目評価書の記載のとおり	事後	重要な変更にあたらない。 （様式変更に伴う追記）
令和2年5月29日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二 項番26,30,74,75,87	【特定個人情報の提供】 番号法第19条第7号及び別表第二　26、30、87の項 【特定個人情報の照会】 番号法第19条第7号及び別表第二　74、75の項	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和2年5月29日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和2年5月29日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和7年9月1日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア	児童手当システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア、サービス検索・電子申請機能	事後	評価の再実施によるもの
令和7年9月1日	Ⅰ関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 項番56 総務省令第44条	番号法第9条第1項、別表第81項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条	事後	評価の再実施によるもの
令和7年9月1日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【特定個人情報の提供】 番号法第19条第7号及び別表第二　26、30、87の項 【特定個人情報の照会】 番号法第19条第7号及び別表第二　74、75の項	【特定個人情報の提供】 番号法第19条第8号、 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第42項、第125項、第141項、第161項 【特定個人情報の照会】 番号法第19条第8号、 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第106項、第107項	事後	評価の再実施によるもの
令和7年9月1日	Ⅰ関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	大山町役場総務課　鳥取県西伯郡大山町御来屋328番地　電話0859(54)3111	大山町役場住民課　鳥取県西伯郡大山町御来屋328番地　電話0859(54)5210	事後	評価の再実施によるもの
令和7年9月1日	Ⅰ関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	大山町役場総務課　鳥取県西伯郡大山町御来屋328番地　電話0859(54)3111	大山町役場住民課　鳥取県西伯郡大山町御来屋328番地　電話0859(54)5210	事後	評価の再実施によるもの
令和7年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和7年9月1日　時点	事後	評価の再実施によるもの
令和7年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和7年9月1日　時点	事後	評価の再実施によるもの
令和7年9月1日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業		基礎項目評価書の記載のとおり	事後	評価の再実施によるもの （様式変更に伴う追記）
令和7年9月1日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		基礎項目評価書の記載のとおり	事後	評価の再実施によるもの （様式変更に伴う追記）
令和8年1月26日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア、サービス検索・電子申請機能	児童手当システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア、サービス検索・電子申請機能 物価高対応子育て応援システム	事後	物価高騰対応子育て応援手当実施によるもの
令和8年1月26日	Ⅰ関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第81項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条	番号法第9条第1項、別表第81項、135項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条、第74条	事後	物価高騰対応子育て応援手当実施によるもの
令和8年1月26日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【特定個人情報の提供】 番号法第19条第8号、 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第42項、第125項、第141項、第161項 【特定個人情報の照会】 番号法第19条第8号、 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第106項、第107項	【特定個人情報の提供】 番号法第19条第8号、 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第42項、第125項、第141項、第161項 【特定個人情報の照会】 番号法第19条第8号、 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表第106項、第107項、160項及び第162条	事後	物価高騰対応子育て応援手当実施によるもの